

中小・小規模事業者

賃上げ緊急支援金 説明会を開催します

最低賃金の大幅な引き上げにより、特に大きな影響を受ける県内中小・小規模事業者の負担軽減のため、緊急的な措置として支援金を支給しています。

**事前申込
不要**開催の詳細は
裏面をご覧ください**対 象**

従業員を1人以上雇用する
県内中小・小規模事業者

支給額1事業者
につき**15** (1回限り)
万円**申請期間**令和8年 **6月1日** 月 ~ **12月28日** 月 予定※予算の上限に達し次第、
募集を終了します**申込方法**

特設WEBサイトの
申請フォームから
お申し込みください

詳細は特設WEBサイトをご覧ください

長崎県 賃上げ 特設

検索

**申請は
こちら
から!**

●ご不明な点は事務局までお気軽にお問い合わせください

〈お問い合わせ先〉 中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金事務局

長崎県委託事業（国の重点支援地方交付金活用）

☎095-893-6260

[受付時間] 平日9:00~17:45(土・日・祝除く)

● 説明会スケジュール

日付および会場	時 間	オンライン開催
9月1日(火)【諫早市】 諫早商工会議所 中会議室	10:00 ~ 12:00	●
	13:00 ~ 15:00	●
	16:00 ~ 18:00	●
9月3日(木)【対馬市】 対馬市交流センター 小会議室	14:00 ~ 16:00	●
	18:00 ~ 20:00	●
9月4日(金)【対馬市】 対馬市交流センター 小会議室	9:30 ~ 11:30	●
9月7日(月)【時津町】 時津北部コミュニティセンター 会議室	13:00 ~ 15:00	
9月11日(金)【新上五島町】 石油備蓄記念館 研修室	14:00 ~ 16:00	
	18:00 ~ 20:00	
9月12日(土)【新上五島町】 石油備蓄記念館 研修室	9:30 ~ 11:30	
9月14日(月)【川棚町】 川棚町中央公民館 視聴覚室	13:00 ~ 15:00	
9月15日(火)【長与町】 長与町ふれあいセンター 会議室B	13:00 ~ 15:00	

日付および会場	時 間	オンライン開催
9月25日(金)【佐世保市】 アルカス佐世保 中会議室 A	14:00 ~ 16:00	●
	17:00 ~ 19:00	●
9月29日(火)【西海市】 西海市西彼農村環境改善センター 第二研修室	13:00 ~ 15:00	●
10月1日(木)【諫早市】 諫早商工会議所 中会議室	14:00 ~ 16:00	●
10月5日(月)【島原市】 島原商工会議所 中会議室	14:00 ~ 16:00	
10月8日(木)【小値賀町】 離島開発総合センター 中央会議室	16:00 ~ 18:00	
10月9日(金)【小値賀町】 離島開発総合センター 中央会議室	10:00 ~ 12:00	
10月14日(水)【大村市】 ミライon図書館 研修室	14:00 ~ 16:00	●
10月16日(金)【長崎市】 長崎ブリックホール 会議室4	10:00 ~ 12:00	
	14:00 ~ 16:00	
	18:00 ~ 20:00	

その他の地域でも順次開催予定！

開催スケジュールは特設 WEB サイト等で順次お知らせいたします。

※オンラインでの開催については、開催日に特設 WEB サイトに記載のリンクよりご参加ください。

※スケジュールは変更となる可能性があります。最新の情報は特設WEBサイトをご確認ください。

最新の開催情報、
オンラインでの
参加はこちら！



相談会&申請のサポートを実施いたします！

説明会と併せて、WEB 申請にあたる相談会や申請のサポートを実施いたします。

会場へお持ち
いただくもの

下記に記載している申請に必要な書類一式

※ノートパソコン、スマートフォン、タブレットなどWEB申請を行うための端末をお持ちの方は会場にお持ちください



● 申請に必要な書類について

【法人の場合】

- 従業員 1 名分の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
（無い場合は、労災保険適用事業所であれば、従業員 1 名分の雇用契約書の写しでも可）
- 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し※1
- 県税に未納がない証明書の写し※1
- 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写し（その 3-3）※1
- 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（通帳の見開きの写し等）

【個人事業主の場合】

- 従業員 1 名分の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
（無い場合は、労災保険適用事業所であれば、従業員 1 名分の雇用契約書の写しでも可）
- 直近の青色申告決算書（収支内訳書でも可）の写し※2
- 事業内容がわかるもの※3
- 県税に未納がない証明書の写し※1
- 所得税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写し（その 3-2）※1
- 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（通帳の見開きの写し等）

※1：申請日より3か月以内に発行されたもの

※2：全ページの写し

※3：申請者と同一人物が営む事業内容や所在地、屋号が確認できる資料 例：開業届、ホームページなど